政令

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員であつて労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業に従事するもの

第一条第二項中「前項第二号」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第三条中「（昭和二十二年法律第百号）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令第一条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、令和四年十月一日から適用する。

総務大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和五年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第七十一条第六項第一号及び第三号イ（これらの規定を同法第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項において準用する場合を含む。）、第九十八条第四項第一号及び第六号イ（これらの規定を同法第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）並びに第百十五条並びに消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令

第一条の見出し中「第六十五条第六項第一号」を「第七十一条第六項第一号」に改め、同条中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。」に、「第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項」を「第七十一条第六項第一号（法第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項」に改め、同条中第四十四号を第四十七号とし、第四十三号を第四十六号とし、第四十二号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第一条中第四十一号を第四十三号とし、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）

第一条中第三十九号を第四十号とし、第二十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第一条に次の二号を加える。

四十八　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

四十九　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）